議案第20号 説明資料

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第1条関係) 新旧対照表

現 行 条 例

改 正 条 例

○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例

(平成26年9月26日 条例第16号)

○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例

(平成26年9月26日 条例第16号)

第1条~第5条 略

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)~(3) 略

 $2 \sim 5$ 略

第1条~第5条 略

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)~(3) 略

 $2\sim5$ 略

現 行 条 例	改 正 条 例
第7条 略	第7条 略
	(安全計画の策定等) 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
	(自動車を運行する場合の所在の確認) 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を目常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を

現 行 条 例	改 正 条 例
	<u>行わなければならない。</u>
第8条及び第9条略	第8条及び第9条 略
(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
第11条及び第12条 略	第11条及び第12条 略
<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲 戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を 与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	<u>第13条 削除</u>
(衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生 し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> よう努めなければならない。	(衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
3~5 略	3~5 略
第15条~第49条 略	第15条~第49条 略

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第2条関係) 新旧対照表

り 即で以上する木門(角と木匠	
現行条例	改正条例
○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第17号)	○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第17号)
第1条~第6条 略	第1条~第6条 略 (安全計画の策定等) 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認) 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

現 行 条 例	改正条例
第7条~第12条 略 (衛生管理等) 第13条 略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 略 第14条~第21条 略	第7条~第12条 略 (業務継続計画の策定等) 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ざるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第13条 略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の下防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第3条関係) 新旧対照表

現行条例	改正条例
〇幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例	○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例
(平成21年3月25日 条例第10号)	(平成21年3月25日 条例第10号)
第1条 略	第1条 略
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。	第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条</u> 第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。	(4) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) <u>第72条</u> 第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
(5) 略	(5) 略
第3条~第7条 略	第3条~第7条 略

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第4条関係) 新旧対照表

現行条例	改正条例
○幕別町保育の必要性の認定に関する条例 (平成26年9月26日 条例第14号)	○幕別町保育の必要性の認定に関する条例 (平成26年9月26日 条例第14号)
第1条及び第2条 略 (保育の必要性の基準) 第3条 町長は、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由(以下「保育の必要性の基準」という。)に該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「保育を必要とする子ども」という。)とする。 (1)~(12) 略 2 略 第4条~第6条 略	_

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第5条関係) 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
〇幕別町保育条例 (平成27年3月20日 条例第14号)	○幕別町保育条例 (平成27年3月20日 条例第14号)
第1条 略 (保育の提供) 第2条 保育の提供は、児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児(以下「児童」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。(2)及び(3) 略	第1条 略 (保育の提供) 第2条 保育の提供は、児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児(以下「児童」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。 (2)及び(3) 略 第3条~第9条

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(第6条関係) 新旧対照表

現 行 条 例

改 正 条 例

○幕別町保育料条例

(平成27年3月20日 条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額(以下「保育料」という。)及び法<u>第87条</u>に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則並びに町立保育所における認定保育時間を超えて行う保育(以下「町立保育所延長保育」という。)の利用に要する費用(以下「町立保育所延長保育」という。)及び法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する町立保育所における入所児童の保護者から給食提供に係る費用のうち副食材料費(以下「町立保育所副食材料費」という。)その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 略
 - (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごと の子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに 同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。

2 略

○幕別町保育料条例

(平成27年3月20日 条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額(以下「保育料」という。)及び法<u>第82条</u>に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則並びに町立保育所における認定保育時間を超えて行う保育(以下「町立保育所延長保育」という。)の利用に要する費用(以下「町立保育所延長保育料」という。)及び法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する町立保育所における入所児童の保護者から給食提供に係る費用のうち副食材料費(以下「町立保育所副食材料費」という。)その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 略
 - (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごと の子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに 同条第 2 号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。
- 2 略

現 行 条 例	改 正 条 例
(保育料) 第3条 略 2 特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係る保育料は無料とし、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に定めるとおりとする。ただし、法 <u>第19条第1項</u> 第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。 3及び4 略 第4条~第11条 略	(保育料) 第3条 略 2 特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係る保育料は無料とし、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に定めるとおりとする。ただし、法第19条第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。3及び4 略 第4条~第11条 略

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第7条関係) 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)	○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)
第1条~第5条 略	第1条~第5条 略
(保育料の徴収) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第1項</u> 第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。 3 略 第7条~第13条 略	

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第8条関係) 新旧対照表

現 行 条 例	改正条例
○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年9月26日 条例第71号)	○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年9月26日 条例第71号)
第1条~第5条 略	第1条~第5条 略
(保育料の徴収) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19</u> <u>条第1項</u> 第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は 無料とする。 第7条~第13条 略	

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例(第9条関係) 新旧対照表

現 行 条 例

改 正 条 例

○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例

(平成26年9月26日 条例第15号)

第1条~第3条 略

(利用定員)

第4条

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、 当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとす る。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあって は、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子ども に区分して定めるものとする。
- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第5条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同 ┃ 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に

○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例

(平成26年9月26日 条例第15号)

第1条~第3条 略

(利用定員)

第4条

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、 当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとす る。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分 して定めるものとする。
- (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分

第5条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条

じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該 特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序によ り決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、 基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」とい う。) により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校 就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1 項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合において は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の 状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子ど もが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児 童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しな ければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教 育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の

就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保 育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総 数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当 該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく 選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しな ければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前 子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数 が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の 規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を 受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用でき るよう、選考するものとする。

4及び5

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉 法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を 含む。) の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければ ならない。

(受給資格等の確認)

育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の

有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校 就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめ るものとする。

第9条~第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それ | 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それ ぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に 応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1)及び(2)
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の 規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に 関する事項をいう。)
 - 略
- 略

第16条~第19条 略

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要 事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかな ければならない。
 - $(1)\sim(3)$
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を 含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日
 - $(5)\sim(11)$

改 正 条 例

有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前 子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるもの とする。

第9条~第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- ぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に 応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
- (1)及び(2)
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第 1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育 内容に関する事項をいう。)
- (4)略

第16条~第19条 略

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要 事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかな ければならない。
 - $(1)\sim(3)$
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。 以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日
 - $(5)\sim(11)$

改 正 条 例

第21条~第25条

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下こ│第26条 削除 の条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付 認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保 育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、 人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第27条~第34条

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3 号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設 を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定によ り定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用 定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合 には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給 付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして前節(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教 育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同

第21条~第25条

第27条~第34条

(特別利用保育の基準)

- |第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規 定する基準を遵守しなければならない。
- は、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に 利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えない ものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合 には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給 付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして前節(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教 育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同

じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法<u>第19条第1項</u>第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が 法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第 2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

改 正 条 例

じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法<u>第19条</u>第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が 法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に 規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

る教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法<u>第19条第1項</u>第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育 の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業 所」という。) ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども に係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、幕別町家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏ま え、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該 事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前 子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主 団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども とし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組 合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定す る共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げ る小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学 校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものと する。

第38条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる

改 正 条 例

付認定子どもの総数」とあるのは「法<u>第19条</u>第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子ども満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校

小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 略

第40条~第50条 略

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及

改 正 条 例

就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法<u>第19条</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 瞬

第40条~第50条略

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及

び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、 第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校 就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもの数」と「満3歳未満保育認定子ども(特定満 3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。) 」とあるのは 「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども (第52条第1項の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の 必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認めら れる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは 「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業 者の保育に関する理念、基本方針に基づく選考その他公正な方法により」 と、第43条第1項中「教育・保育匑認定保護者」とあるのは「教育・保育給 付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者を除く。) 」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号 に掲げる額」とあるのは「法30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」 と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前4 項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す

び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、 第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前 子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもの数」と「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育 認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第 1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども (第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあ っては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法 第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子 どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序 により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本 方針に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保 育匑認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型 保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。) 」と、 同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法30条第2 項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるの は「前2項」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す

る場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法<u>第19条第1項</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第53条 略

改 正 条 例

る場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条</u>第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育 事業所を現に利用している法<u>第19条</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型 保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を 超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第53条 略